

## 平成26年度 第4回大和市障がい者福祉計画審議会会議録（要旨）

日時： 平成27年度3月10日（火）18時00分～19時40分

場所： 大和市福祉保健センター 5階 501会議室

委員： 鈴木会長、関水委員、佐藤（倫）委員、内藤委員、春日委員、田所委員、馬場委員、  
仲嶋委員、井上委員、村元委員 （欠席）田村（桂）委員

事務局： 大矢部長、熱田課長、下野係長、笹岡係長、小野、首藤

傍聴： 1名

### 会議次第

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議題
  - (1) 意見公募手続きの実施結果について
  - (2) 大和市障がい者福祉計画（案）について

#### 1. 開会

事務局：本日の委員の出席状況について

#### 2. 会長挨拶

会長：今日は最終的な確認である。福祉計画作成のプロセスは市民の方々、当事者、ご家族の方々の意見が反映されたものである。本日、最終的な確認をいただき、4年間の障がい者福祉計画と3年間の障がい福祉計画が進んでいく。そのため、活発なご議論をお願いしたい。

#### 3. 議題

##### 議題（1）意見公募手続きの実施結果について…資料記載の説明は省略

事務局：意見公募により、意見提出者11人、162件の意見があり。

本審議会では、事務局として審議会の意見を踏まえて回答したい事項が6項目あるため、網掛けされた6項目について議論いただきたい。

## ＜「親なき後」の用語使用の是非について＞

委員：前回も審議して回答いただいたが、「親なき後」の定義は法律に載っているのを持って来たものか。

事務局：「親なき後」という用語の使用については、主に当事者団体等からのヒアリングの中で「親なき後」のことをとても心配しているといったご意見をいただいています。また、国では「親亡き後」という表現しているが、ヒアリングでは、亡くなった後だけでなく支援が弱くなった時も含めて支援が必要だとの意見をいただいているので、本計画では、「親なき後」とひらがな表記とした。

委員：自立支援協議会の部会でも大きく取り組んでいる。この言葉は、わかりやすく、実際、当事者や家族の方からお話を伺うと、高齢化に伴う生活の不安を聞く。注意書きにも記載されているようだが、そういったことが上手く繋がるとよい。

委員：親の立場として、親がいなくなったらどうするの、親が動けなくなったらどうするの、と会の中でも話し合っており不快感もなく、実際の話である。

委員：民生委員の立場として「親なき後」ということは、非常に重要。その意味では大変わかりやすい言葉である。親も子どもも高齢化になるのは自然の摂理だしわかりやすいと思う。

会長：このような議論がでること自体、良いことだと思う。私もものを書くときに「親亡き後」と使う。パブコメにある「親が中心の見方」という捉え方もなるほどと思うので、（親なき後）と（ ）書きの使い方もあるかもしれない。特に計画書 P25（脚注 14）で説明があるが、ここを「親が世話をすべきという趣旨ではなく実際の現象として起きているという意味でこの言葉を使っている」と説明すれば誠実だと思う。

委員：「親なき後」というところを短絡的に考えると、今、親がいる家庭はサポートしないのかというニュアンスがあるので、「今、障がいがある子どもを含めた家庭をサポートしていきます」という意味合いを脚注 14 のコメントに含めて書いてはどうか。また、方針 3 に波線まですると強調されるので、益々「障がいのある子どもの家庭全般に支援をしていきます」や、「地域も作っていきます」という意味合いをより濃く出した方が市民はわかりやすいと思う。

会長：ここは、少し丁寧に書いた方が、今後4年間の障がい者福祉計画と3年間の障がい福祉計画において、先々の議論にずっとなるところだと思うので、しっかりと意識しているということを脚注14番の説明書きで追記修正してもらおうということによいか。

一同 異議なし

**<基本理念の方向に記載されている主体を「市民一人ひとり」から「障がい者一人ひとり」に変更した方が良くとする意見について>（計画書案 P23）**

委員：「健康創造都市やまと」を目指していることからすると、この計画は連動しており市民にかかってくるものだと思う。また、事務局も「健康創造都市やまと」とこの計画は連動しているため、「市民」と入れたのだと思う。しかし、パブコメの意見のように考える方もいるのであれば、「市民」という文言をとってしまっても良いと思う。ただ、「障がいのある方が」とすることについては、「障がいがある人も無い人も大和で暮らしやすいまちづくり」という計画になって欲しいという思いがある。

委員：福祉計画なので、「市民」とい文言にあまりこだわる必要はないと思う。

会長：障がいのある人も市民だという考え方は、大事な考え方なので、個人的に「市民」でよいと思う。そこがひっかかるようなら、市民の前に「障がいのある無しに拘わらず」と入れても良いと思う。

また、この計画は、障がい者の計画ではなく障がい者を取り巻く社会の計画だと理解しているので、「障がい者が」と障がい者に限定してはいけないと感じる。

事務局：「市民」という言葉は、障がいのある人無い人全てを包括して使っていると理解いただきたい。

会長：この「パブリックコメントの実施結果」の内容が公開されるのなら、審議会での検討を踏まえて網掛けの部分の回答を書き換え、パブコメの回答は計画書の本編ではなくそこで答える扱いでいかがか。

一同 異議無し

**<施策2-1 地域で支える仕組みづくり——地域交流事業における実施主体を「障がい者やその家族、地域住民やサービス提供事業所等」とした方が良くという意見について>（計画書 P36）**

事務局：本件は、計画書（案）の P36 施策の方向の二つ目の○「障がい者施設でのお祭り等のイベントや地域活動の研修の受け入れなど、地域交流事業を行い、広く市民への理解・啓発を図ります。」という部分である。この事業の事業実施主体を拡大して欲しいという意見である。

会長：実態として、障がい者施設の事業に関して市民へ理解・啓発は行われているのか。

事務局：実際、入所施設等、各施設はお祭り等を行っており、地域住民や通われている方、家族の方等が参加して実施されている。

会長：事務局としては、意見を踏まえどのような文言に修正したいと思っているのか。

事務局：地域で支えあいということで、障害者週間事業等では、サービス提供事業者と親の会の方が行うイベントということで障がいに関わる普及啓発に努めている実態もあるので、文言は修正するかもしれないが、パブリックコメントの趣旨をくみ取ると、「地域交流事業を行うと共に障がい者やその家族、サービス提供事業者等も積極的に障がいに関わる理解・啓発に取り組んでいる」という表現になるかと思う。

会長：事務局案で良いか。

一同 異議なし

**<施策 3-1 情報提供の充実・多様化について——本人のみではなく、障がい者の家族・市民活動、地域社会、関係者事業所等への適切な情報提供に関する項目を追加した方が良いという意見について>**  
(計画書（案）P46)

会長：課題は直しようがないので、主な取組や施策の方向として「多様な方向で情報提供を行っていく」という主体は障がい当事者だけではないのではということ。そして、「施策の方向」の一つ目の○は「当事者への情報提供の方法について検討・推進」で、二つ目の○は「様々な手段の確保の充実を図る」のも当事者向けということになっている。情報提供の対象者に

「家族や市民活動、地域社会、関係者、事業所等への適切な情報提供」を入れるのかということ。これは、実際、次の頁の事務事業のところに結びつくのか。書くのはよいが、そこと結びついていないと検証した時に書いてあるがやっていないと PDCA サイクルが回らなくなる。例えば、主な事業の「各種情報の提供」や「広報紙やインターネット等による障がい福祉情報の提供」は、当事者だけでなく障がいがない方々も含めて市民一般への啓発を含むのなら、パブコメの方の趣旨を汲み取って書いてもよい。

委員：パブコメの方は、障がい者だけに限らず、「家族等を含める」という意見かと思うが、この頁は障がい者に限らず、当事者、家族や支援者と書いてよいと思う。一方、地域社会や市民活動まで広げてしまうと「支えあいによる地域福祉の促進」や「地域で支える仕組み作り」等になってしまう。P46 で書いているのは、障がいのある方と家族の周りの方はどうやって情報を伝えていくかという内容なので、ある程度区切っても良いと思う。意見の方がいうように、地域の皆が知っている方が良いので、地域の受け皿づくりの中に、「市民活動、地域社会等」という言葉を入れても良いかと思う。

会長：P46～P47 は当事者への様々な情報保障や配慮が書かれている頁なので、その方向でよく、地域の人に幅広く周知、啓発するというのは、また別のところでよいという意見であった。それがどこに盛り込まれるのは、市で検討いただきたい。

委員：「障がい者及び家族に対する」という表現にすれば良いのではないか。市民活動等を入れると幅が広く成り過ぎてしまうので、情報提供は、「障がい者、及び家族、支援者」などの、当事者に近い存在の方への情報ということで良いと思う。

委員：そうすると P36 の「地域で支える仕組み作り」の中に、具体的な表現は今、出てこないが「情報を市民の方々に届ける仕組み」が少し必要ではないか。

会長：3-1 については、「障がい者及びその家族」が主語として問題ないと思われる。それ以外の方々への周知については、P35～6 のあたりで何か書き加えることを事務局で検討していただくことで良いか。

一同 異議なし

### ＜施策 3-2 相談支援体制の充実——ピアカウンセリング（エンパワメント）の促進について計画事業

## に位置付けして欲しいという意見について＞計画書（案）P48～50

事務局：今回の計画では、P50 にピアカウンセリングの内容は入っているが、こちらは精神の事業所の方からご意見をいただいた。現在、大和市ではピアカウンセリングの対象が身体と知的に対象者が限られて実施をしている。ここに精神の方を追加をして今後、さらに力を入れていくようにという意見だと思われる。

事務局：身体と知的については、従来、神奈川県が福祉相談員の制度を作っていたが、現行では各市町村が対応している。現在、大和市では障害者自立支援センターの業務の中でピアカウンセリングのシステムを持っている。ただ、精神のピアカウンセリングに関してはかなり高度な研修を受けた中で認定するという他と違った質のものであるため、各市町村でも精神のピアカウンセリングの有無の状況は様々である。

大和市では、現在、精神障がいがある方で、ピアカウンセリングの研修を受けた方について把握をしていない。そういった中ですぐに対応できないこともあり、ここでは記載されていない現状である。

会長：事業については、P50 の表の下に記載されている。また、今回のパブコメ意見では精神障がい者に対するピアカウンセリングを書き込んでとまでは言っていない。

委員：私もピアカウンセリングの一員になっているが、専門的なことはわからないので、その時は市役所か自立支援センターに繋がればよいと思っている。また、会員さんからいくつか電話をいただき相談に乗っている。これがピアカウンセリングだと思った。

しかし、精神の方への対応は難しいので、ここは入れない方がよいと思う。

事務局：精神の場合、自分が精神の障がいを経験された方、または、現在、病院に通われている方が、今、困っている方の力になろうというものである。しかし、ピアカウンセラーになるためには、研修や条件がいろいろあり、誰でもなれるわけではない。そのような中、現実的に考えて精神のピアカウンセリングはすぐには出来ない。そのため、できない事業は挙げられない。方向性としては精神の家族会、NPO 法人の方と話をしていくことは考えている。主な事業には、確定したものを書くので、今回は入れていない。

会長：主な事業とは、計画を実現するための手段なので、あるもの、できるものを書くしかない。この方も「精神を作ってくれ」と言っているわけではないので、事業としてピアカウンセリングを行っているのであれば、既に実施している事業であると書けばよいのかと思う。

将来的に精神はどうすると書く必要はあるのかもしれないが、パブコメも本冊子にも具体的に「精神」について問われているわけではないので書く必要はないと思う。問題認識としていることは議事録にも残るのでそのような議論がされたということによいのではないか。

一同 異議なし

#### ＜施策４－１ 地域生活移行の推進 ―― 関係機関（医療・福祉）と連携した運営の推進という文言の追加について＞ 計画書 P75

事務局：P75 施策の方向○の４つ目 「親亡き後の住まいの確保や～」の一文の中に「関係機関（医療・福祉）と連携した運営の推進」という文言を追加して欲しいという意見について検討していただきたい。

会長：グループホームで生活している方々は医療的なケアが難しいということを言われているのか。このあたりを、どう読むか。

委員：保健所の立場でいうと、グループホームで暮らしている人でも精神障がいがある方の場合、症状の出方が様々であるため、医療（主治医）との連携が非常に難しいと感じられるようである。グループホームと福祉サービスと医療との連携がなかなかタイムリーに取りにくいというのがあるのではないか。おそらく医療との連携等については、「充実を図ります」という部分に入ってくるのではないか。

会長：そのあたりで「医療」をここに入れるか私は迷っている。

例えば P72 3-9 「保健・医療の充実」のあたりで入ることなのか。P72 の現状や課題の○の一つ目と二つ目で「地域生活を営む上では、それぞれのライフステージに応じた～」、「保健・医療・福祉の連携による～」と書いてある。

もう少し具体的に「医療デバイスを付けた人達のグループホーム生活を保証する」という書き方をした方がよいのか。

委員：グループホームでは、病院に通う程度でよい人は必要ないが、グループホームにいて動けなくて医療を提供してもらいたい時に必要な場合もある。どの程度にどう書いたらよいのか難しい。

会長：その辺は、制度として障がいのない人も訪問看護を受けられるかということにも関わってくる。どこまで細かく書き込んでよいのか難しい。

委員：確かに高齢化してくると訪問看護は必要になってくるし訪問医療があればよい。

会長：またここは、主な事業との連動も考える必要がある。

委員：一般的な話では、グループホームや特養も普通に当たり前に医療と連携して福祉活動をやっている。当たり前でやっていることをあえて書くのか。

会長：連携を図るのは当然という読み方も一方であってよい。

委員：もし、それを書くとなるとグループホームの事業を全部書かなくてはいけなくなる。また、「医療従事者をそこに常駐する」等の話に発展してしまうのでは。

委員：今、グループホームで一番問題になっているのは、高齢化でいつまでグループホームにいられるかということ。「終の棲家をどうするか」の制度を変えてもらおうと自立センターに相談したら、きちんと制度にしなくても高齢化になって老人ホームを使う時でも、やり方はあるらしい。「医療従事者の常駐」等ここに入れて制度化すると膨大なお金がかかりグループホーム側も大変になってしまう。

グループホームを作ると、近くのお医者さんに挨拶に行くが、その程度でよいのか、もっと必要になった時には別の方向で何かあるのか、難しい。

事務局：所管課として、精神の場合に特化して医療機関は大きな課題になっている。そういった中、施策4-1 施策の方向 ○の4つ目を「～、グループホームの設置を促進すると共に関係機関と連携し、充実を図ります。」としたい。

ここで言いたいのは、「グループホームの数を増やしたい」ということと、「グループホーム自体の内容を関係機関との中で充実を図りたい」ということの二つである。

会長：事務局の提案だと医療だけでなくそれ以外の事も含め幅広く理解ができる。

委員：「関係機関」なら幅広く入るのでよいと思う。



会長：そのような形で事務局からの提案を反映させていただきたい。

これで特に検討すべき6つ項目が整理された。

パブリックコメントからの意見の中で、委員の方から何か意見や議論しておきたいこと等、本市の考え方について何かあるか。

委員：ここには載っていないが、グループホームで高齢化して作業所に通えなくなったり、作業所に通っている人が具合が悪くてグループホームにいないではいけなかったりする場合、作業所に出る分の利用料をグループホームに回してもらえるとよい。元気で休む時には別の方法があるかもしれないが、具合が悪い時にはグループホームで寝ていないといけないので、お金が出ていなくても世話人を置いておかななくてはいけない等グループホーム側の負担になる。

事務局：基本的に、グループホームは、日中活動を確保しつつ夜間から翌朝までの給付費の体制となっている。日中は健康であれば、日中活動の場である「生活介護」なり「就労継続支援」といった事業所に通所いただくことが前提となっている。その中で、体調が悪い時、本来なら日中は支援員の方はいなくてもよいのだが、おそらくグループホーム側の善意で、支援さんが臨時で滞在して体調不良の方のお世話をする実態がある。しかし、給付費の加算等については、日中支援加算はあるが、日中活動の場を病気などで急に休んだ場合、3日目で降算定できるなど細かな要件があり、実際加算が受けられないという現状であり、そういった問題が現実としてあることは承知している。

会長：今の議論も含めて、議題（2）計画全体について話を進めたい。

一同 異議なし

## 議題（2）大和市障がい者福祉計画（案）について

事務局：先程の意見はP74の囲み「～障がい者の居場所に関するヒアリング調査の意見等～」のところで、中規模グループホームと書いてあるが、「日中の居場所をどうやってカバーしていくか」の意見が出ている。現実的に給付費等を含めて追いついていないため具体的施策の中には入っていないが意見として重要だと考えているので載せている。

委員：障がい者福祉計画の中にパブコメを受けて反映された部分はあるのか。

会長：本市の考え方の中で見ればよいのかもしれないが、特に反映した部分があれば紹介してもらいたい。

事務局：まず、用語の部分で「インクルーシブ教育」についてわかりにくいという意見を受け、用語解説を入れている。また、「コミバス」について、担当課と話をし「ルートを増やす」というところまではいっていないが、「コミュニティバス運行事業」という事業項目を追加している。

会長：反映されているものもあれば、施策レベルで意見として承ったものもあるということか。

事務局：コミュニティバス事業の補足として、パブリックコメントの意見をされた方の希望には必ずしも沿ったものではないが、市として“ヤマトン号 のろっと”を運営しているといことで、今までの計画上に記載がなかった”コミュニティバス “についての記載を本計画から新たに載せた。

委員：P19 「精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移」グラフの表記が3級、2級、1級の順となっているが、見づらいなので1級、2級、3級で積み上げた方がよい。  
また、P25 4章の表題 障害者福祉計画の「害」は「がい」ではないか。

事務局：P19のグラフについては、差し替える方向で検討します。また、P25の「4章. 障害者福祉計画」の表記についても、「4章. 障がい者福祉計画」に修正する。

委員：障がい福祉計画（P79以降）について、以前の障がい福祉計画ではもう少し詳しく数字が出ていたが、今回はかなり簡略化されているがどうか。また、今回の数値はH27年度から3年間の計画が出ているが、以前の計画では、過去の実績値が出ていた。今回の計画でも、H24～26年度の実績の数値が載せられた表の方がわかりやすいと思う。

事務局：まず、もう少し詳しい数値が出ていたという件ですが、主に変更しているのは、P83の訪問系サービスのところである。サービスの種別として「居宅介護」「重度訪問介護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」「同行援護」と細かく分けている。前回の計画だと個別にサービス種類ごとに人数を細かく挙げていた。しかし、実際の内訳では「居宅介護」が圧倒的に多いということ。また、県への報告でも合算したものになっているので、合算し

て年度別月当りの見込み量として出した。

また、今回の計画では、先程の 2 点目でご意見いただいたように過去の数値が省略されているため、そのような印象になっているのではないかと。計画的には、載っているものはほぼ変わらないものである。

委員：数値的な情報がかなり少ないように見えるが。

事務局：前回同様、過去 3 年間の数字を挙げた方がよいという提案だと思うが、計画作成している中、かなりページ数が増えてしまうので、参考の部分の数字は見せずこれからの数字だけでよいと考えた。皆様の審議の中であった方がよいとなれば入れたい。

会長：全般的な計画見込み量に関する記述は、訪問系サービス以外の事項については変動ないとの報告である。冊子が膨大になってもしかたないので、過去の実績等の必要性については、別の統計書等で見る事ができるのならそちらを見れば検証できる。

事務局：当然、過去の実績等を勘案した中で 27 年度以降の数値を決めている。事務局としては、これだけでも 100 ページ近い計画書になっているので、別の統計書を参照していただくか、または、審議会の中で提示をすれば公開になるので、そのような方法も可能である。

会長：今回の計画を PDCA で回していく中、過去と検証ができるとよいが冊子のボリュームの問題がある。障がい者福祉計画の Web サイトの参考資料として公開してもらおう等の方向でお願いしたい。

事務局：何かしらの形で過去 3 年間のデータは示すよう配慮したい。

委員：H27 からしか入っていないと、例えば P84「生活介護」の表で H27 年度は 7,015、H28 年度は 7,408、H29 年度は 8,004 とあるが、現在がいくつでどういう経過になっているのかわからず、数字が良いのか悪いのかの判断がつかない。必要なものは比較できるように挙げるべきだと思う。また、ページ数が多くなるということだが、前回の H22 年度の冊子は全部で 123 ページあるので、同じ物を作るにはまだ余裕がある。

事務局：市民の方からは、実際ページ数が多くて読みづらいという意見もいただいたのでこのような判断している。審議会の意見に従いたい。

会長：個人的には、直近の3年間の全ての数字は必要ないかと思うが、H26とH27の数字は比べてみたい。今年度H26年度の数字を並べて表示することは可能か。

事務局：議論をいただき、よりよい資料となるためには、比較ができるようにすることが必要だと思われるので、H26年度の数字を入れるよう表を作り直したいと考える。

会長：3ヶ年の数字は別途出すが、H27～29年度の算定の一番の根拠となるH26年度の数値を計画に載せるということによいか。

#### 一同異議無し

委員：P58 特別支援学校について、秦野に廃校する学校を特別支援学校にして小中学校を作るという話が神奈川新聞にも載っていたが、会の理事会でもあった。そのような中、高等部は送迎がなくなり親の負担も増えるため高等部の方が欲しかったという話も出ていた。ただ、作らないと言っていたのに作っていただきありがたい話である。

また、その下の5つ目の○「障がい児の家族のための休養や病気など」のところで「短期入所を実施しています」とあるが、児童の短期入所ができる施設は大和市内にあるのか。

事務局：市内に児童の短期入所を扱う施設はないという指摘だが、実際、子どもが泊まれる短期入所の施設は市内にない。計画では、市内に施設があるというのではなく、市民の障がいのあるお子さんが短期入所できることを確保するという意味である。もちろん、願わくば市内にそのような施設があるとよいが、最優先はまずはそのサービスが受けられることと考え、市内市外にかかわらず使えるサービスがあるということを掲載している。

委員：遠くまで行かなくてはいけないのは親の負担になるので、是非、短期入所施設が市内に出来てほしいと思う。これは事業所が手を挙げてくれるとよいということか。短期入所は医療のことも関わってくるのか。

事務局：そういうことである。また、医療に関することについては、医療を含むサービス提供を行うところもあれば、そうでないところもある。そこは仕組みとして大人と違う部分ではない。

委員：冒頭に「障害」の“がい”表記について、法律、県、国、大和市の言葉がそれぞれ違う中で作られていると書いてあるが、何かしっくりいかないが、方向性はどうなっているのか。

会長：内閣府でどの市町村がどの文字を使うか毎年公開されている。どれを使うかは市町村に任されているが、一般的にひらがな表記が増えてきたが、法律用語に関しては“害”を使うようにというのが、一般的な扱いのようである。障害者基本等の“害”をひらがなにはしない。説明にあるように“害”の文字には否定的なイメージもあるということで、市の施策として皆さんの所属のセクションではひらがなを使っている。その辺のところを「大和市ではこのような議論があり、何年から“がい”の文字は法律以外はひらがなの“がい”を使う」と明記した方が経緯が分かり皆さんが分かりやすいのかもしれない。

誤字脱字、若干の表記の変更は生じると思うが、細かな文言、内容の大きな変更については、この中で決していきたい。議論はこれで締めてよいか。

一同 異議なし

会長：本日は、議題（１）（２）連続して議論した。以上で議題は終了した。

#### 4. 答申（案）の検討について

会長：第3回の審議会において、大和市長から当審議会に（仮称）大和市障がい福祉計画に関する諮問を受けましたので、答申を行う。（資料：答申（案）参照…説明省略）

この審議会は、決定機関ではなく、市長の諮問にしたがって、検討をするという機関である。したがって、議会との関係や予算との関係等によって変更がありうるというものであることをご承知願いたい。

附帯意見としては、①この計画は前期計画に比べ計画全体の進行管理が求められている。

この審議会は、次年度からその進行管理の役割を求められる。また、②「障害者差別解消法」が来年施行されていく。障害者施策全体に影響を与えるものなので、ここで案を確定してもよりよい方向の趣旨に則って必要な変更、そのような方向を踏まえた施策を展開してくださいというお願いを附帯意見として載せた。文言、全体の方向性について委員の意見を伺いたい。

委員：付帯意見の①PDCA サイクルに同感で賛成。

計画書 P98「検討体制」は、今回の検討体制は、この審議会アンケートを行うところからスタートした。非常に事務局にアンケートや結果まとめてもらい市民の意見も集約できてよ

かったという一方、前回の H26 年度までの計画において H25 年度までの計画の評価がされた覚えが少ないので、今度は評価も入れながら、市民の意見も入れながら進めていけたらよいと思う。

会長：今回の計画については、今回初めて P12「計画の推進体制」が載り、2) 計画の進行管理及び評価を審議会でするべくあり、市の内部での検討とこの審議会等による外部からの進捗管理ということである。

他に答申と冊子と合わせて意見はあるか。

一同 特に意見なし

会長：特にご意見がないようでしたら答申案の（案）を取り市長に答申したい。

本日、予定の案件は全て終了した。進行を事務局に戻す。

事務局：委員の任期が3年となっており、5月で満了となる。来年度も継続いただきたく、年度が開けた頃をお願いにいくのでご協力いただきたい。女性の登用もいわれているので、多くの女性の方からも意見をいただきたいと考えているのでご留意いただきたい。

事務局（健康福祉部長）

：本日は、活発な意見をありがとうございました。昨年6月から本日まで長きに渡り協力いただきありがとうございました。本日、答申をいただいたので、私が確実に市長に答申をお渡しする。

また、来年度からの、本計画の進行管理についてご協力お願いします。

会長：以上を持ちまして、4回の会議をこれにて終了する。ありがとうございました。

以 上